株式会社ショーエイコーポレーション

証券コード 9385

臨時株主総会
招集ご通知

開催日時 2021年8月26日(木曜日)
午前10時

開催場所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム

議決権行使期限

2021年8月25日(水曜日)午後5時15分まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては、次頁に記載しております「臨時株主総会における感染症拡大防止についてのご案内」に記載しておりますので必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

目 次

臨時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使のご案内 …… 3
インターネットによるライブ配信のご案内 …… 5
事前質問の受付について …… 6
株主総会参考書類
第1号議案 定款一部変更の件 …… 7
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件 …… 9
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 ……12

[添付書類]
事業報告 ……17
連結計算書類 ……37
計算書類 ……40
監査報告書 ……43

臨時株主総会につき、ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

臨時株主総会における感染症拡大防止についてのご案内

新型コロナウイルス感染症等への感染リスクを可能な限り低くするため、以下のとおり、細心の注意を払い運営いたしますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 株主の皆様へのお願い

・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
・ご来場される株主様は、マスクのご着用と、会場および受付付近に配備する消毒液のご使用をお願いいたします。
・他の株主様の健康・安全の確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または、ご退席をお願いする）ことがございますので、あらかじめご了承ください。
・入場後、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。

(2) 当社の対応について

・役職員、運営スタッフは、体調に問題ないことを確認した上で参加いたします。
・役職員、運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
・会場受付のほか、会場内に消毒液を配備いたします。
・会場の座席は、余裕をもった配置とさせていただきます。

今後の流行状況により、上記内容を含め、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（https://www.shoei-corp.co.jp/ir/）に掲載いたしますので、ご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、事前にウェブサイトをご確認くださいますよう重ねてお願い申しあげます。

◎本臨時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shoei-corp.co.jp/）に掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当社ウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
（http://www.shoei-corp.co.jp/）
◎当日は、ノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。

証券コード 9385
2021年8月11日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目1番1号
株式会社ショーエイコーポレーション
代表取締役社長 芝 原 英 司

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

当日ご出席いただける場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年8月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日　　時　2021年8月26日（木曜日）午前10時

2 場　　所　大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪　2階　クリスタルルーム

3 目的事項

報告事項
1．第54期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第54期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合

臨時株主総会開催日時

2021年８月26日（木曜日）
午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合

インターネットで議決権を行使する場合

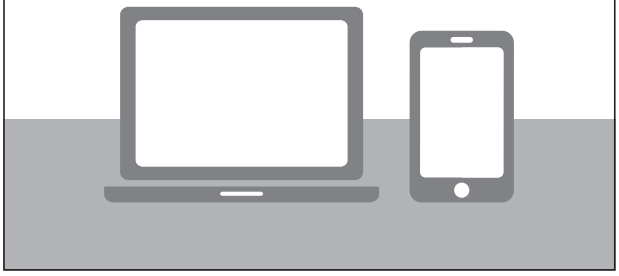

行使期限

2021年８月25日（水曜日）
午後５時15分までに行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)
にアクセスしていただき、**行使期限までに賛否をご入力**ください。

詳細は次頁をご参照ください。

書面で議決権を行使する場合

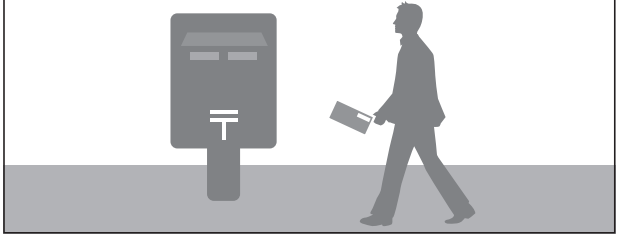

行使期限

2021年８月25日（水曜日）
午後５時15分必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着するようご返送**くださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使される場合の注意点

・インターネットによる方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

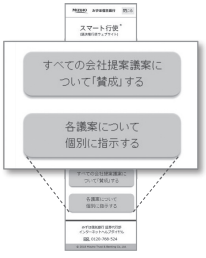

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

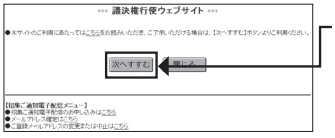

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

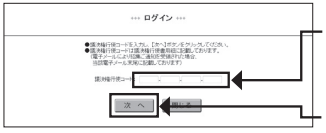

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

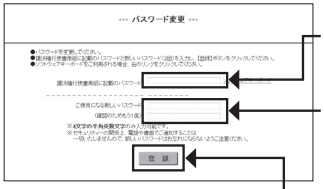

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524　受付時間 平日午前9時～午後9時

■インターネットによるライブ配信のご案内

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを第一義に考慮しなければならない中にありまして、本臨時株主総会につきましては、株主総会は株主様との重要な接点であるとの認識から、広く株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。
●株主総会の配信は、株主様への情報提供を目的としており、本配信を通じた議決権行使や質問はできません。あらかじめご了承いただき、2021年８月25日（水曜日）午後5時15分までにインターネットまたは郵送により議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

公開日時	2021年８月26日（木曜日）午前10時より（開始30分前からログイン可能です。）

●パソコンにて視聴される株主様は下記URLにアクセスしてください。
●スマートフォンまたはタブレット端末にて視聴される株主様は右記QRコードを読み取っていただくか、下記 URLにアクセスしてください。
●ID及びパスワードの入力が必要となりますので、下記をご確認ください。

視聴用QRコード

URL	https://shoei-corp.premium-yutaiclub.jp/
ID ①	株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
パスワード ②	郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字/ハイフン不要） ※2021年6月30日時点でのご登録住所となります。

本配信の視聴に関するお問い合わせ先
TEL：0120-980-965　（受付時間　9：00～17:00 土日祝祭日除く）

＜ご視聴にあたってのご注意事項＞

●ご使用のパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
●システム障害などにより、映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がございますので、予めご了承ください。
●ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
●撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
●ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

■事前質問の受付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを第一義に考慮しなければならない中にありまして、本臨時株主総会につきましては、株主総会は株主様との重要な接点であるとの認識から、広く株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。

また、本臨時株主総会にご出席いただけない株主の皆様には、臨時株主総会当日に会場でご質問をいただくことの代替措置として、事前にご質問・ご意見を承ります。

皆様のご関心が高い事項につきましては、臨時株主総会当日の質疑応答のお時間に取り上げさせていただく予定であります。

株主の皆様におかれましては、インターネットまたは書面による事前行使、事前質問、ライブ配信をご利用いただき、コロナ禍におきましても当社との関係性を深めていただけたら幸いであります。

インターネットによるご質問・ご意見受付のご案内

ご質問をご希望の方は以下の事前質問ページURLまたはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご入力のうえ、ご送信ください。

■QRコード

■URL
https://service.qubo.jp/shoei_corp/form/index/2021agn

・「株主番号（議決権行使書用紙に記載の９桁の半角数字)」「郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号/ハイフン不要)」をご入力いただきまして、ご質問の入力をお願いいたします。
・ご質問受付期限は、2021年８月24日（火曜日）午後５時15分までとさせていただきます。
※事前質問につきましては当社ホームページのみの受付とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1 変更の理由

代表取締役の責任の集約化を図るとともに、役員階層のスリム化による経営の機動性を図るため、最高経営責任者（ＣＥＯ）等の代表取締役業務執行区分制度及び役付取締役制度、並びに役付執行役員制度の廃止を行うものであります。

なお、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（省略） 第３章　株主総会 （省略） （招集権者および議長） 第16条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）がこれを招集し、その議長となる。 2　取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）に事故があるとき、または取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）を選定しない場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （省略）	（省略） 第３章　株主総会 （省略） （招集権者および議長） 第16条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2　取締役社長に事故があるとき、または取締役社長を選定しない場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （省略）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（省略）	（省略）
（代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者、最高財務責任者および役付取締役） 第23条　当社の代表取締役は、取締役会の決議によって若干名選定する。 2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。なお、取締役会の決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（ＣＥＯ）、最高執行責任者（ＣＯＯ）および最高財務責任者（ＣＦＯ）を選定することができる。 3　取締役会の決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役） 第23条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3　取締役会の決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名を選定することができる。
（省略）	（省略）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）４名が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、下記の事項を取締役（監査等委員である取締役を除く）の資格要件として定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者全員は、これらの要件を満たしておりますとともに、指名・報酬委員会へ諮問、答申を受けて決定し、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者が適任である旨の意見を得ています。

本議案の取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

【取締役（監査等委員である取締役を除く）の選定基準】

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選定基準については以下の項目に定める条件をバランスよく満たす者とする。

① 自らの使命を持ち、未来事業を作り上げられると見做されること
② 自らの責任を持って、業務目標を達成することができると見做されること
③ 人を鼓舞して自発的に行動させるコミュニケーション能力が備わっていると見做されること
④ 策定した戦略や目標を行動に移し、結果を出すことができると見做されること
⑤ 高い倫理観、優れた品格と見識を持っていると見做されること
⑥ 人を育てることが事業であるという強い意志とそれを実践する能力を持っていると見做されること
⑦ 会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

候補者番号 1

再　任

芝原（しばはら）　英司（えいじ）（1948年12月６日生）

所有する当社の株式の数　2,108,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年４月	当社入社
1982年４月	常務取締役
1988年４月	代表取締役社長
2017年６月	代表取締役社長兼ＣＥＯ 代表執行役員（現任）

（取締役候補者とした理由）

同氏は、1988年に代表取締役社長に就任して以来、当社グループ経営の舵取りを担い、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えており、当社グループの今後の持続的な企業価値向上、中期経営計画実現のため、代表取締役社長としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100%）

候補者番号 2

再　任

有村（ありむら）　芳文（よしふみ）（1959年４月22日生）

所有する当社の株式の数　76,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月	日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
2005年10月	当社入社　社長室長
2005年12月	管理本部副本部長兼社長室長
2006年２月	管理本部長兼社長室長
2006年６月	取締役　管理本部長・経営企画室担当兼社長室長
2009年６月	常務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼社長室長
2013年６月	専務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼企画部長
2017年６月	専務取締役兼ＣＦＯ 専務執行役員　企画部長
2018年４月	代表取締役専務兼ＣＦＯ 専務執行役員　企画部長
2019年４月	代表取締役専務兼ＣＦＯ 専務執行役員　経営企画部長（現任）

（取締役候補者とした理由）

同氏は、2005年に当社に入社後、証券会社法人企画部門での経営管理、事業戦略策定等幅広く精通した経験を活かし2006年から当社の管理部門及び企画部門の取締役に就任。2008年ヘラクレス市場への上場、その後2012年の子会社化、海外子会社の建て直し、東証２部、東証１部上場において陣頭指揮をとり、社内整備等積極的に取り組む。当社グループの今後の持続的な企業価値向上、中期経営計画実現のため、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100%）

候補者番号

3

再　任

田中（たなか）　博文（ひろふみ）（1965年４月１日生）

所有する当社の株式の数　38,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月　株式会社栄屋入社
1994年１月　当社入社
2012年４月　第三営業部　副部長
2013年４月　本社営業第二部　マネージャー（部長）
2015年12月　営業本部副本部長兼本社営業第二部マネージャー
2017年４月　執行役員　メディアネットワーク営業部長
2019年４月　執行役員　営業担当
2019年６月　取締役　執行役員　メディアネットワーク営業部担当
2021年４月　取締役　執行役員　大阪本社営業第二部、東京本社営業第二部・第三部、西日本営業部担当（現任）

（取締役候補者とした理由）

同氏は、1994年に当社に入社以降一貫して営業部門に携わり、ダイレクトメール発送代行業界に本格参入した会社の中核として成長・発展に貢献。また当社グループが目指す販促営業の推進に取り組んでおり、当社グループの今後の企業価値向上、中期経営計画実現のため、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100％）

候補者番号

4

再　任

小倉（おぐら）　幹雄（みきお）（1974年９月14日生）

所有する当社の株式の数　6,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年４月　株式会社クルー入社
2005年６月　株式会社ＣＳ入社
2010年４月　同社取締役
2016年４月　当社入社　企画部グループ戦略・企画室部長
2016年６月　株式会社ＣＳ代表取締役社長
2017年４月　当社執行役員　ＣＳ営業連携部長
2019年４月　執行役員　リテール営業部長　兼　ロジスティクス部長
2019年６月　取締役　執行役員　リテール営業・包装資材営業・ロジスティクス部担当
リテール営業部長兼ロジスティクス部長（現任）

（取締役候補者とした理由）

同氏は、長年にわたり100円ショップ業界において商品開発に携わってきた経験を活かし、当社グループが目指す商品調達力強化に貢献し、またロジスティクス部門への適切な運営指導に取り組んでおり、当社グループの今後の企業価値向上、中期経営計画実現のため、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100％）

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役４名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、下記の事項を監査等委員である取締役の資格要件、社外取締役の資格要件として定めており、監査等委員である取締役候補者全員は、これらの要件を満たしておりますとともに、監査等委員会の同意を得ております。

なお、社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

本議案の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

【監査等委員である取締役の選定基準】

監査等委員である取締役の選定基準については以下の項目に定める条件をバランスよく満たす者とする。

① 高い倫理観と優れた品格・見識を有していると見做されること
② 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していると見做されること
③ 全社的な見地、客観的に分析･判断する能力に優れていると見做されること
④ 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができると見做されること
⑤ 次のいずれかの経歴、能力を有する者であること
・弁護士等の、法律の専門家
・会社の経営に関与した経験を有する者
・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
・営業分野や研究・開発分野等の豊富な経験を有する者
・その他上記各項目に準じた経歴、能力を有する者
⑥ 会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

【社外取締役の選定基準】

社外取締役の選定基準については以下の項目に定める条件をすべて満たす者とする。

① 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
② 会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
③ 他の上場会社の役員の兼任は、当社を除いて３社までであること
④ 次のいずれかの経歴、能力を有する者であること
・弁護士等の、法律の専門家
・会社の経営に関与した経験を有する者
・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
・営業分野や研究・開発分野等の豊富な経験を有する者
・その他上記各項目に準じた経歴、能力を有する者
⑤ 会社法第２条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

【社外役員の独立性基準】

社外役員のうち、以下の項目のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。

① 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
④ 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
⑤ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２%を超える団体に所属する者）
⑥ 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
⑦ 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２%を超える団体の業務執行者である者）
⑧ 過去３年間において、上記①から⑦のいずれかに該当していた者
⑨ 上記①から⑧のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
⑩ 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
⑪ 過去３年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
⑫ 前各項目のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

候補者番号

1

再 任

社 外

独 立

新城（しんじょう） 学（まなぶ）（1961年２月18日生）

所有する当社の株式の数　300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
2017年６月	株式会社ユニクエスト 監査役
	当社社外取締役（監査等委員）
2020年６月	当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

証券会社の法人担当として、その人望の深さと法人部門においての長きにわたる豊富な経験と知識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として経営の監督とチェック機能を充分果たしていただけることを期待しており、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100%）

監査等委員会出席状況　14回／14回（100%）

候補者番号

2

再 任

社 外

独 立

大森（おおもり） 茂樹（しげき）（1947年２月３日生）

所有する当社の株式の数　－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年４月	奥村会計事務所入所
1979年１月	大森経営事務所設立
1996年８月	大成電機株式会社入社
	同社取締役
1997年２月	大成電機株式会社と三双電機株式会社が合併し、株式会社アレクソン設立
	同社取締役経営企画室長
1998年８月	同社取締役副社長
2006年６月	同社取締役退任
2008年６月	当社監査役
2010年６月	当社常勤監査役
2017年６月	当社社外取締役（常勤監査等委員）
2020年６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

経営コンサルタントとして20年以上にわたり、会計を含めた多くの経営指導の実績を残し、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として経営の監督とチェック機能を充分果たしていただけることを期待しており、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　14回／15回（93%）

監査等委員会出席状況　13回／14回（92%）

候補者番号

3

再 任

社 外

独 立

村野（むらの） 譲二（じょうじ）（1951年１月30日生）

所有する当社の株式の数　4,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月　最高裁判所司法研究所終了(31期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所
2003年９月　弁護士法人中央総合法律事務所　社員弁護士（現任）
2008年６月　大光電機株式会社　監査役（現任）
2010年６月　当社監査役
2015年６月　カワセコンピュータサプライ株式会社　取締役監査等委員（現任）
2017年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

大光電機株式会社　監査役
カワセコンピュータサプライ株式会社（上場）　取締役監査等委員

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

長年にわたる弁護士として企業法務に精通しており、高い専門性、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として経営の監督とチェック機能を充分果たしていただけることを期待しており、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　13回／15回（86%）
監査等委員会出席状況　13回／14回（92%）

候補者番号

4

再 任

社 外

独 立

種田ゆみこ（おいだ ゆみこ）（1966年12月25日生）

所有する当社の株式の数　－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所入
2008年８月　株式会社ブレイン入社
同社取締役（現任）
2014年10月　地方独立行政法人大阪市民病院機構
社外監事（現任）
2018年７月　大阪中河内農業協同組合
社外監事（現任）
2019年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年６月　コタ株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ブレイン　取締役
地方独立行政法人大阪市民病院機構　社外監事
大阪中河内農業協同組合　社外監事
コタ株式会社（上場）　社外取締役

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

公認会計士及び税理士として、財務及び会計ならびに税務に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として経営の監督とチェック機能を充分果たしていただけることを期待しており、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況　15回／15回（100%）
監査等委員会出席状況　14回／14回（100%）

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．新城学氏、大森茂樹氏、村野譲二氏及び種田ゆみこ氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、それぞれの監査等委員である社外取締役としての在任期間は、新城学氏は４年、大森茂樹氏は４年、村野譲二氏は４年、種田ゆみこ氏は２年となります。なお、監査等委員会設置会社前の監査役会設置会社時の社外監査役の在任期間は、大森茂樹氏が９年、村野譲二氏が７年であります。
３．当社は、新城学氏、大森茂樹氏、村野譲二氏及び種田ゆみこ氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
４．当社は、新城学氏、大森茂樹氏、村野譲二氏及び種田ゆみこ氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

このたびは、当社営業部門の従業員の関与が疑われる不適切な取引問題により、株主の皆様におかれましては多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申しあげます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動及び社会活動等の制限により４月から５月を底に急速な悪化がみられたものの、国内外ではワクチン接種等感染拡大の防止策を講じつつ、経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり一部で持ち直しの動きがみられました。しかしながら長引くコロナ禍で先行きは不透明であり、国内はもとより世界経済に与える影響や金融資本市場の変動に一層留意する必要があり、その収束時期は依然として不透明であり、先行きについてもしばらくは厳しい状況が続くものと考えております。

個人消費におきましては、インバウンド需要の消失、外出自粛の要請、テレワークへのシフト継続等の影響により、生活費の負担は増加し、節約意識は高まる傾向が続いておりますが、一方で多くの時間を自宅で過ごす新しい生活様式への対応から消費者のライフスタイル、消費動向は大きく変化してきております。

このような状況下、当社グループは「人や環境にやさしい商品作りのできる、高収益で成長力のある会社」になるために事業領域の拡大、転換を進めてまいりました。高収益で成長性のある会社になるためには「自社商品、自社ブランドを持つメーカーへの転身」が必要であり、当社グループの強みである企画力、調達力、商品開発力を活かして、より良い商品・製品を提供していくためにマーケティング機能、企画製造機能を一層充実させていく計画を進めております。その一環として、昨年12月に新株式発行及び自己株式の処分による資金調達を実施し、財務基盤を強固にし、信用力を高め、当社グループの今後の更なる資金需要に応えていくための体制を備えました。

業績面におきましては、先般より株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしております今回の不適切な取引(以下、「当該不適切取引」という。)の会計処理として過年度及び2021年３月期第１四半期から第３四半期における連結財務諸表等に対する金額的な重要性は乏しいと判断し、当該期間の連結財務諸表等の訂正は行わないこととなったものの、2021年３月期第４四半期は当該不適切取引により１億２百万円の貸倒損失が発生いたしました。

よって、「営業促進支援事業」においては、充填セット売上は前期比８億17百万円増加(61.4％増)と大きく伸びました。加えて100円ショップやドラッグストア等量販店に対しても、市場の動向及びニーズをタイムリーに掴み、企画提案を進めた結果、レジ袋などの消耗品、衛生用品、手芸用品等をはじめ、好調に推移し、「商品販売事業」においては100円ショップ向け売上が前期比７億86百万円増加(11.8％増)、量販店向け売上が前期比２億68百万円増加(20.9％増)となりました。しかしながら各種イベントの中止や延期、販促品キャンペーンの自粛、旅行業界等への影響が大きく、封入封緘、物流の売上は落ち込み、またインバウンドの急激な減少により化粧品の充填セットは厳しい環境が続いております。

その結果、当連結会計年度における売上高は205億７百万円（前期比7.3％増）となりました。

また利益面につきましては、低利率であった封入封緘、物流の売上が減少する一方で、高利率である充填セットが売上伸びたこと、商品販売事業の利益率が改善されたこと、また年金資産が増加したことにより、営業利益は12億15百万円（前期比93.6%増）となりました。また営業外費用として、当該不適切取引に関わる貸倒損失１億２百万円を計上したために経常利益は10億71百万円（前期比69.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は６億75百万円（前期比66.3%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（営業促進支援事業）

当セグメントにつきましては、お客様自身の営業を一層促進していただくために、企画から配送にいたるまで商品・サービスの提供、支援をさせていただく事業であります。これまで進めてきた販売促進支援の企画提案による商品・販促営業、医薬部外品及び雑貨品等の充填セットの売上高は前期を大きく上回りました。しかしながら、このコロナ禍において、各種イベントの中止や延期、販促品キャンペーンの自粛、旅行業界等への影響が大きく、パッケージ製品、封入封緘、物流の売上が落ち込み、インバウンドの急激な減少により化粧品の充填セットは厳しい環境が続いているものの、売上高は前期を上回りました。また現在取り組んでいる高収益で成長性のある会社になるための自社商品、自社ブランドメーカー転身の足掛かりとして充填セットが大きく伸びるなど、高利益率の売上へのシフトが進み始めていることから、利益率の改善が図られ、セグメント利益は増収率に比べて、前期を大幅に上回りました。

その結果、当該不適切取引による売上を取り消したことで売上高は106億50百万円（前期比0.9%増）、セグメント利益は９億60百万円（前期比49.6%増）となりました。

（商品販売事業）

当セグメントにつきましては、100円ショップやドラッグストア等量販店、小売販売店に対して、商品を企画提案し、調達し、そして提供させていただく事業であります。100円ショップやドラッグストア等量販店、小売販売店に対し、市場の動向及びニーズをタイムリーに掴み、企画提案を進めた結果、レジ袋などの消耗品、衛生用品、手芸用品等をはじめ、好調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。また海外仕入れについては取引工場への指導や取引先の変更も含めた仕入れ価格の低減化を進めていることや、運賃やロジスティクス部門の効率的運用を進めていることから、利益率の改善が図られ、セグメント利益は増収率に比べて、前期を大幅に上回りました。

その結果、売上高は98億67百万円（前期比15.2%増）、販管費が抑えられたことで、セグメント利益は８億1百万円（前期比68.6%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、物流倉庫の賃貸を行っており、売上高は24百万円（前年同額）、セグメント利益は17百万円（前期比0.3%増）となりました。

2．設備投資の状況

該当事項はありません。

3．資金調達の状況

該当事項はありません。

4．対処すべき課題

国内外とも、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動の悪化や消費活動の低迷が当面の間は続くことが予想されております。そのような厳しい状況の下で、当社グループとしては、以下の事項を対処すべき課題として考えております。

①高収益で成長性のある会社になるため、ＯＥＭ充填、販促営業を中核とした展開を進めてまいります。
②環境問題への対応としまして、環境負荷低減商材「ECOS(エコス)」、リサイクルサービス「アップサイクルボード」に賛同いただけるパートナー企業と環境やサスティナビリティに配慮した取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に向け、進めてまいります。
③コロナ禍収束後は「脱プラ」の本格稼働が発生するものと考えております。「プラスチック以外の包装資材への参入」として、紙、木、布等による包装資材の提供を進めてまいります。コストの問題もあり、お客様のご理解の上となりますが、バイオマス、エコ素材の活用、提案ができるように資材メーカーと連携し、進めてまいります。
④プラスチックフィルムの軽薄短小化は思った以上のスピードで進み、それによって問屋、代理店等の仲介業の存在価値の見直しも進んでおります。当社グループとしても「顧客チャネルを問屋から直ユーザーに変更」することが急務であり、その転換を進めてまいります。
⑤当社グループは、為替相場や原材料価格などの外部要因に影響を受けることが多くあります。安定した成長力を維持していくために外部環境に対応したビジネスモデルの構築を進めてまいります。

当社営業部門の従業員の関与が疑われる不適切な取引問題の再発防止策

当社は、2021年6月18日付で公表いたしました「当社営業部門の従業員の関与の疑われる不適切な取引の外部調査委員会からの調査報告書受領のお知らせ」に記載のとおり、当社営業部門の従業員による不適切取引に関する報告書を受領し、当該不適切取引の発生を改めて真摯に反省するとともに、当該報告書において指摘された原因及び再発防止策の提言を踏まえ、その再発防止策について実行してまいります。

再発防止策の概要について

不正取引の再発防止策としては、下記の項目を掲げ、この度コンプライアンス委員会内に設置しました「再発防止プロジェクト」が具体的な防止策の検討及びその遂行が適切に実行されるように、その推進役として社内を迅速に取りまとめていくものとします。整備には時間を要するものと考えておりますが、原則、実施・検証は2022年３月末まで終了させるようにいたします。また、当再発防止策に併せて、社員教育の充実及びその実効性確保等を行うことにより、内部統制の強化に努めてまいります。

① 営業促進支援事業における「受注プロセス」「発注プロセス」「売上計上に係わるプロセス」の是正

当社の営業促進支援事業における購買及び販売の業務プロセスに関して、営業部門と購買部門の業務分掌が不十分であったこと及び業務手順が不明確であったことにより、内部統制が有効に機能しなかったことにあると認識しております。今後は、営業促進支援事業における購買部門の拡充及び機能強化を進めることによって営業部門と購買部門の適切な業務分掌を確保する体制を早急に進めてまいります。

② 営業部門及び購買部門の上席者の監督すべき項目のチェックリスト化

営業部門及び購買部門の上席者は、「売上額の増加」「利益率・原価率の異常性」等の監督すべき項目をチェックリスト化し、常時モニタリングすることといたしました。また巨額取引を受注できた場合は、その獲得経緯や商流の確認、得意先への訪問、仕入先の確認、実需の確認等も必ず実施するものといたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと深くお詫び申しあげます。

5．財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	2018年３月期 第51期	2019年３月期 第52期	2020年３月期 第53期	2021年３月期 （当連結会計年度） 第54期
売上高（百万円）	16,166	17,807	19,115	20,507
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	359	317	406	675
１株当たり当期純利益（円）	55.38	48.66	64.01	100.55
総資産（百万円）	8,416	8,959	9,037	10,287
純資産（百万円）	2,424	2,607	2,695	4,733

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。
（注）２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第52期の期首から適用しており、第51期に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	2018年３月期 第51期	2019年３月期 第52期	2020年３月期 第53期	2021年３月期 （当事業年度） 第54期
売上高（百万円）	10,090	11,139	19,032	20,379
当期純利益（百万円）	384	438	271	424
１株当たり当期純利益（円）	59.33	67.12	42.80	63.29
総資産（百万円）	6,554	7,131	8,738	9,711
純資産（百万円）	2,103	2,474	2,524	4,336

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。
（注）２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第52期の期首から適用しており、第51期に係る当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率（間接所有含む）	主要な事業内容
SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	140,000千タイバーツ	100.0%	ポリエチレン関連商品の製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7．主要な事業の内容

事　業　別	事　業　内　容
営業促進支援事業	営業促進支援事業は、お客様自身の営業を一層促進していただくために、企画から配送にいたるまで商品・サービスの提供、支援をする事業であり、以下のとおり資材販売、販売促進、充填セット、封入封緘、物流の５つの売上で構成されております。 【資材販売】 ・自社の生産工程管理の上でパッケージ（袋）等の包装資材の企画、製造し販売した売上であります。 【販売促進】 ・以前はパッケージ（袋）を他社から仕入れて販売した売上が主力でありましたが、現在は販促営業で取り扱う商品を、海外品を含めた商品を仕入れて販売した売上であります。パッケージ（袋）以外の商品も多くなっております。 【充填セット】 ・以前は雑貨品の包装加工が主力でありましたが、現在は化粧品、健康食品、医薬部外品、また液体、粉末等の包装加工が増加しております。充填・セットは袋や容器に詰めるという役務作業だけではなく、内容物の材料の仕入れ、混合して商品を作り出す、包装資材の企画、梱包、配送までも行う事業となっております。 【封入封緘】 ・お客様のカタログや冊子をラッピングマシンや手作業によって封入封緘を行っており、それを受託した売上であります。 【物流】 ・封入封緘したものを民間メール便、日本郵政に委託して送付することを受託した売上であります。商品を梱包し発送するという流通加工も含まれております。

事　業　別	事　業　内　容
商品販売事業	商品販売事業は、100円ショップやドラッグストア、小売販売店に対して、商品を企画提案し、調達し、そして提供する事業であり、以下のとおり100円ショップ向け、量販店向け、新聞販売店をはじめとするその他の先に対する３つの売上で構成されております。 【100円ショップ向け】 ・キャンドゥをはじめ、大創産業、セリア、ワッツなど100円ショップ大手４社をはじめ、全国の地方100円ショップに販売している売上であります。 【量販店向け】 ・ドラッグストアを中心に、ホームセンター、ディスカウントショップ等の量販店向けに販売している売上であります。 【その他】 ・雨避けラッピングフィルムを新聞配達店向けに販売している売上。あわせてギフト商品などを販売している売上であります。

８．主要な営業所及び工場

① 当社

本　　社	大阪市中央区備後町二丁目１番１号
支　　店	東京本社、名古屋支店
営　業　所	横浜営業所、広島営業所、福岡営業所
工　場　等	大阪センター（大阪市）、大阪第２センター（大阪市）、神奈川センター（神奈川県座間市）、泉大津センター（大阪府泉大津市）、岸和田センター（大阪府岸和田市）

② 子会社

SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国　サムットプラカン県

9．従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
458名	59名増

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215（179）名	11名増	40.3歳	10.0年

（注）従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

10．主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	750百万円
株式会社りそな銀行	750百万円
株式会社商工組合中央金庫	342百万円

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数　25,000,000株

2．発行済株式の総数　7,728,264株（自己株式　121,736株を除く）

3．株主数　15,182名

4．大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
芝　原　英　司	2,108	27.27
ショーエイ従業員持株会	455	5.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	252	3.26
芝　原　武　司	177	2.29
稲畑産業株式会社	142	1.84
剣　持　　整	107	1.38
キョウエイ株式会社	86	1.11
有　村　芳　文	76	0.99
山　下　重　子	61	0.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	59	0.77

（注）1．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。
2．持株比率は、自己株式（121,736株）を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	芝　原　英　司	代表執行役員ＣＥＯ
代表取締役専務	有　村　芳　文	専務執行役員ＣＦＯ経営企画部長
取　締　役	田　中　博　文	執行役員メディアネットワーク営業部担当
取　締　役	小　倉　幹　雄	執行役員リテール営業・包装資材営業・ ロジスティクス部担当 リテール営業部長兼ロジスティクス部長
取締役（常勤監査等委員）	新　城　　学	
取締役（監査等委員）	大　森　茂　樹	
取締役（監査等委員）	村　野　譲　二	大光電機株式会社　監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社　取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	種　田　ゆみこ	株式会社ブレイン　取締役 地方独立行政法人大阪市民病院機構　社外監事 大阪中河内農業協同組合　社外監事 コタ株式会社　社外取締役

（注）1．取締役新城学氏、大森茂樹氏、村野譲二氏及び種田ゆみこ氏は、社外取締役であります。
2．監査等委員大森茂樹氏は経営コンサルタントとしての経験を有することから、また種田ゆみこ氏は公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部統制監査室との密な連携を図るため、監査等委員の新城学氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4．当社は取締役新城学氏、大森茂樹氏、村野譲二氏及び種田ゆみこ氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3．取締役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	82,711	79,200	—	3,511	4
（うち社外取締役）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役（監査等委員）	17,100	17,100	—	—	4
（うち社外取締役）	(17,100)	(17,100)	(—)	(—)	(4)

（注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は年額１億20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額として年額30百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額24百万円以内と2017年６月27日開催の第50期定時株主総会において、決議しております。なお当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は３名、監査等委員である取締役の員数は４名です。
3．上記には、2017年８月９日および2018年８月８日に付与されました譲渡制限付株式の金銭債権報酬の価額のうち、当事業年度の支給額を含んでおります。当事業年度における費用計上額は取締役４名３百万円であります。

②報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で支給することとしております。報酬の決定方針は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬に関する方針は、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。また株主重視の経営意識を一層高めると共に、コーポレートガバナンスの強化を図るために、業績及び持続的な企業価値向上に対する取締役のインセンティブを高める役員報酬制度を構築していきたいと考えております。

報酬の構成としては、業務執行取締役の報酬においては、①基本報酬(月額報酬)、②業績連動賞与、③株式報酬で構成しております。基本報酬(月額報酬)は経営の意思決定及び監督業務の職責に基づく対価であり、基本報酬と位置づけ役位別に算定しております。

報酬の決定方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬枠は2017年６月27日開催の第50期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額１億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬を年額24百万円以内と定めております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとしております。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容

業績連動賞与は事業年度業績に連動するものであり、親会社株主に帰属する当期純利益の期初計画達成差額に予め定めた係数を乗じて支払総額を決め、役位別係数と期間における貢献度・評価を総合的に勘案の上、決定することとしております。

業績連動賞与・株式報酬原資総額＝ （親会社株主に帰属する当期純利益実績－親会社株主に帰属する当期純利益予算）×10%

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間を設け中期経営計画の達成度合いに応じ「譲渡制限付株式報酬」として付与しております。株式報酬については、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬（月額報酬）及び業績連動賞与の報酬額（年額１億20百万円以内）とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与含まない）としており、譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしております。

業務執行取締役以外の取締役の報酬においては、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は取締役会にて決議されております。取締役会決議にあたっては、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役で構成される、指名・報酬委員会（委員長は委員会の互選により選出する。委員３名以上）にて内容が検討され、その答申に基づき取締役会にて決議され、また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬の具体的な配分については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会または取締役会から一任された社長にて決定されております。

また、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議において決定するものとしております。

以上、役員の報酬等の額については、事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、及び「基本報酬(月額報酬):業績連動賞与:株式報酬」の割合を総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬委員会への諮問を踏まえ決定するものとしております。なお、当事業年度においては、取締役の報酬・賞与の体系・水準について、指名・報酬委員会が３回開催され。内容が検討され、その答申に基づき2020年６月25日開催の取締役会にて決議されております。

4．社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
取　締　役 (監査等委員)	村　野　譲　二	大光電機株式会社	監査役
		カワセコンピュータサプライ株式会社	取締役監査等委員
取　締　役 (監査等委員)	種　田　ゆみこ	株式会社ブレイン	取締役
		地方独立行政法人大阪市民病院機構	社外監事
		大阪中河内農業協同組合	社外監事
		コタ株式会社	社外取締役

(注) 当社と大光電機株式会社、カワセコンピュータサプライ株式会社及び株式会社ブレイン、地方独立行政法人大阪市民病院機構、大阪中河内農業協同組合、コタ株式会社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　内　容
取　締　役 (常勤監査等委員)	新　城　　学	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会14回のそれぞれすべてに出席し、証券会社法人部門においての豊富な経験、知識に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	大　森　茂　樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席及び監査等委員会14回のうち13回出席し、経営コンサルタントとして経験を有し、その専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	村　野　譲　二	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回出席及び監査等委員会14回のうち13回出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	種　田　ゆみこ	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会14回のそれぞれすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　29百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　30百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である新株式発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のように制定し、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）全体に適用する「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」「ショーエイフィロソフィー」を定める。

② 「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」の精神に則って制定された「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス窓口」「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する相談受付、調査、監督及び啓蒙活動を実施する。

③ 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、常勤監査等委員を窓口にした公益通報制度を整備し、経営会議、社内研修を通じて当社グループ役職員に周知徹底する。

④ 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

⑤ 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。

⑥ 取締役会は、使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。

⑦ 取締役会は、社内規程が諸法令等に適合するように制定されているかといった事項を、顧問弁護士、顧問社労士等の専門家に意見を求めることにより確認する。

⑧ 代表取締役社長兼ＣＥＯ直轄にて内部監査担当者（内部統制監査室長）を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、監査等委員である取締役にも報告され、経営力の強化を図る。

⑨ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

⑩ 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2．取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を文書管理規程において規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料とともに保存する。
② 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社グループの経営活動上、「コンプライアンス規程」「情報セキュリティ管理規程」「危機管理規程」などリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
② リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
③ 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を「危機管理規程」等において規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して「取締役会規程」「会議管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限表」において規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
② 当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監査・監督を行う。また取締役（監査等委員である取締役を除く）は各部門と業務の進捗状況を定期的に確認することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
③ 当社は、取締役会においてグループ・全社戦略を定め、各部門及び各子会社はグループ戦略を踏まえ部署別、会社別の戦略を策定する。またその進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。

④ 当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加する（非常勤監査等委員は随時参加）。
⑤ 当社の本社部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と各部門の戦略実行をサポートするとともに、重要な子会社に対しても同様の体制を構築し、個々の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
② 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
③ 当社が設置する公益通報窓口は、国内当社グループの全ての役職員が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
④ 内部統制監査室は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査等委員会の職務は、内部統制監査室においてこれを補助する。
② 監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
③ 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、当社の本社部門が支援を行う。
② 内部統制監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、監査等委員会から指示があった公益通報の調査結果についての報告、その他活動状況の報告を行うものとする。
③ 監査等委員会は、当社グループの取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
④ 監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。
⑤ 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
⑥ 当社の子会社の取締役または監査役を兼任する当社の役職員は、重要な事項が発生した場合には監査等委員会へ報告する。
⑦ 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

8．当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いや職場環境の悪化、嫌がらせ等がないように適切な措置を執る旨を、「公益通報者保護規程」に明記するとともに、当社グループ役職員に周知徹底する。

9．当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

10. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの説明を受ける。
② 監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役社長兼ＣＥＯ及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。
③ 監査等委員会は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
④ 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、顧問弁護士、監査法人等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
② 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性を確保し、効率性を高めました。その他、監査等委員会は14回、各部門長が出席する経営会議は12回開催し、当社の課題などについて討議いたしました。

2．監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、さらに、取締役会に出席するとともに、社長及び他の取締役、内部統制監査室、会計監査人との間で適宜協議する場を持ち、情報交換等の連携を図っております。

3．内部統制監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況について年２回監査を実施し、その評価について代表取締役社長兼ＣＥＯ及び監査等委員である取締役に報告いたしました。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
資産の部	
流動資産	**7,402,702**
現金及び預金	943,536
受取手形及び売掛金	2,846,922
電子記録債権	693,437
商品及び製品	2,324,382
仕掛品	135,488
原材料及び貯蔵品	132,707
前渡金	93,222
未収入金	121,885
その他	112,851
貸倒引当金	△1,731
固定資産	**2,885,113**
有形固定資産	**1,945,321**
建物及び構築物	425,793
機械装置及び運搬具	157,642
工具、器具及び備品	29,644
土地	1,125,075
建設仮勘定	716
リース資産	206,450
無形固定資産	**136,467**
リース資産	115,139
その他	21,327
投資その他の資産	**803,324**
投資有価証券	442,332
差入保証金	145,014
退職給付に係る資産	156,456
繰延税金資産	15,956
その他	73,425
貸倒引当金	△29,861
資産合計	**10,287,815**

科　　目	金　　額
負債の部	
流動負債	**5,029,728**
支払手形及び買掛金	1,330,000
短期借入金	2,690,000
一年内返済予定の長期借入金	88,550
リース債務	117,719
未払金	279,965
未払法人税等	262,442
未払消費税等	36,417
賞与引当金	116,593
その他	108,038
固定負債	**524,333**
長期借入金	54,300
リース債務	204,042
退職給付に係る負債	39,155
長期未払金	144,212
繰延税金負債	74,992
その他	7,631
負債合計	**5,554,061**
純資産の部	
株主資本	**4,482,708**
資本金	715,615
資本剰余金	915,408
利益剰余金	2,908,603
自己株式	△56,918
その他の包括利益累計額	**251,045**
その他有価証券評価差額金	165,488
繰延ヘッジ損益	28,561
為替換算調整勘定	56,994
純資産合計	**4,733,753**
負債及び純資産合計	**10,287,815**

（注）記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**20,507,456**
売上原価		**16,044,015**
売上総利益		**4,463,441**
販売費及び一般管理費		**3,247,604**
営業利益		**1,215,836**
営業外収益		
受取利息	336	
受取配当金	7,005	
為替差益	7,704	
資材売却収入	3,716	
その他	1,099	**19,862**
営業外費用		
支払利息	25,590	
手形売却損	1,559	
デリバティブ評価損	17,065	
貸倒損失	102,719	
新株発行費	13,801	
その他	3,501	**164,237**
経常利益		**1,071,461**
特別損失		
固定資産除却損	573	**573**
税金等調整前当期純利益		**1,070,888**
法人税、住民税及び事業税	362,389	
法人税等調整額	33,312	395,701
当期純利益		**675,186**
親会社株主に帰属する当期純利益		**675,186**

（注）記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
期首残高	229,400	175,478	2,358,283	△289,380	2,473,780
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△124,866		△124,866
新株の発行	486,215	486,215			972,430
親会社株主に帰属する当期純利益			675,186		675,186
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		253,715		232,500	486,215
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	486,215	739,930	550,320	232,462	2,008,927
期末残高	715,615	915,408	2,908,603	△56,918	4,482,708

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
期首残高	113,511	27,383	81,261	222,155	2,695,936
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△124,866
新株の発行					972,430
親会社株主に帰属する当期純利益					675,186
自己株式の取得					△37
自己株式の処分					486,215
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	51,977	1,178	△24,266	28,889	28,889
連結会計年度中の変動額合計	51,977	1,178	△24,266	28,889	2,037,817
期末残高	165,488	28,561	56,994	251,045	4,733,753

（注）記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**6,658,797**
現金及び預金	543,084
受取手形	385,674
電子記録債権	693,437
売掛金	2,422,411
商品及び製品	2,291,263
仕掛品	95,712
原材料及び貯蔵品	7,162
前渡金	64,148
未収入金	54,497
前払費用	56,077
その他	47,057
貸倒引当金	△1,731
固定資産	**3,053,081**
有形固定資産	**1,803,201**
建物	416,337
構築物	3,232
機械及び装置	32,196
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	19,908
土地	1,125,075
リース資産	206,450
無形固定資産	**125,125**
ソフトウエア	5,451
電話加入権	4,533
リース資産	115,139
投資その他の資産	**1,124,754**
投資有価証券	442,332
関係会社株式	399,210
出資金	11
破産更生債権等	1,612
長期前払費用	1,254
差入保証金	123,429
前払年金費用	156,456
その他	30,308
貸倒引当金	△29,861
資産合計	**9,711,879**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,896,340**
支払手形	185,851
買掛金	1,089,586
短期借入金	2,690,000
一年内返済予定の長期借入金	88,550
リース債務	117,719
未払金	254,022
未払費用	78,015
未払法人税等	226,398
未払消費税等	36,417
前受金	2,499
預り金	9,105
賞与引当金	116,593
その他	1,580
固定負債	**478,743**
長期借入金	54,300
リース債務	204,042
退職給付引当金	39,155
繰延税金負債	29,402
長期未払金	144,212
その他	7,631
負債合計	**5,375,083**
純資産の部	
株主資本	**4,142,745**
資本金	715,615
資本剰余金	867,842
資本準備金	633,015
その他資本剰余金	234,827
利益剰余金	2,624,518
利益準備金	9,500
その他利益剰余金	2,615,018
別途積立金	1,000,000
繰越利益剰余金	1,615,018
自己株式	△65,230
評価・換算差額等	**194,050**
その他有価証券評価差額金	165,488
繰延ヘッジ損益	28,561
純資産合計	**4,336,795**
負債及び純資産合計	**9,711,879**

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,379,020**
売上原価		**16,374,802**
売上総利益		**4,004,217**
販売費及び一般管理費		**3,139,524**
営業利益		**864,692**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	7,005	
為替差益	12,455	
資材売却収入	3,716	
その他	582	**23,763**
営業外費用		
支払利息	25,590	
手形売却損	1,559	
新株発行費	13,801	
支払手数料	1,375	
デリバティブ評価損	25,547	
貸倒引当金繰入額	0	
貸倒損失	102,719	
その他	3,423	**174,018**
経常利益		**714,438**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**714,438**
法人税、住民税及び事業税	285,736	
法人税等調整額	3,714	289,450
当期純利益		**424,987**

（注）記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
期首残高	229,400	146,800	15,612	162,412	9,500	1,000,000	1,314,896	2,324,396
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△124,866	△124,866
新株の発行	486,215	486,215		486,215				
当期純利益							424,987	424,987
自己株式の取得								
自己株式の処分			219,215	219,215				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	486,215	486,215	219,215	705,430			300,121	300,121
期末残高	715,615	633,015	234,827	867,842	9,500	1,000,000	1,615,018	2,624,518

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
期首残高	△332,192	2,384,016	113,511	27,383	140,894	2,524,910
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△124,866				△124,866
新株の発行		972,430				972,430
当期純利益		424,987				424,987
自己株式の取得	△37	△37				△37
自己株式の処分	267,000	486,215				486,215
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			51,977	1,178	53,156	53,156
事業年度中の変動額合計	266,962	1,758,729	51,977	1,178	53,156	1,811,885
期末残高	△65,230	4,142,745	165,488	28,561	194,050	4,336,795

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年７月29日

株式会社ショーエイコーポレーション
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　　由佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井上　正彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーエイコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年７月29日

株式会社ショーエイコーポレーション
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　　由佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井上　正彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの2020年４月１日から2021年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意思を表明し、さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。あわせて、事業報告に記載のとおり、大阪本社営業第一部内において、不適切取引が判明し、外部調査委員会による事実確認及び発生原因等の確認が行われ、再発防止等の提言が行われました。監査等委員会は、営業管理体制の改善と内部統制システムの更なる充実、並びにグループ会社を含めた会社全体へのガバナンス及びサポート体制の強化が必要であると考え、外部調査委員会の提言に基づく会社の再発防止策の実効性の確認、実施状況、取締役の取組状況を監査、検証してまいります。この事項を除き、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年７月29日

株式会社ショーエイコーポレーション　監査等委員会

常勤監査等委員　新　城　　学　㊞

監査等委員　　大　森　茂　樹　㊞

監査等委員　　村　野　譲　二　㊞

監査等委員　　種　田　ゆみこ　㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階　クリスタルルーム

- **地下鉄御堂筋線**　本町駅③番出口
  東へ徒歩３分
- **地下鉄堺筋線**　堺筋本町駅⑰番出口
  西へ徒歩５分
- お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。